

エクスプレス予約サービス 会員規約集

提携コーポレート会員（MUFG）

※最新のエクスプレス予約に関する会員規約・特約等は、2021.3版エクスプレス予約ホームページ（https://expj.jp/rules/）でご確認ください。

MUFGカードエクスプレスコーポレート会員規約

第1条 (総則)

- 本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR東海」という。）、三菱UFJニコス株式会社およびその提携するカード発行会社（以下、総称して「カード会社」とい、JR東海カード会社を総称して「両社」という。）が提携して発行し、本条第3項に定める法人会員に提供する「MUFGカードエクスプレスコーポレート」以下、「カード」という。）に關して適用されます。
- 規約名称は、「MUFGコーポレートエクスプレスコーポレート」とし、「本規約」という。いいます。「MUFGカード規約等」とは、法人会員およびカード使用者が指定した法人会 所定の「MUFGカード法人会員規約（コーポレート会員決済タイプ）」、「MUFGカード法人会員規約（コーポレート用・個人決済型）」（これに付属する特約等を含む。）をいいます。
- 本規約で定める「法人会員」とは、MUFGカード規約等を承認した法人 又は非法人な団体（以下、総称して「法人等」という。）、本規約およびJR東海が別途定めるエクスプレス予約サービス（MUFGカード コーポレート）に関する特約（以下、「EX予約サービス特約」という。本規約と総称して「本規約等」という。）を承認する、両社に対しカードを申し込み、両社が審査のうえ、入会を認めた法人等をいいます。
- 本規約で定める「カード使用者」とは、法人会員による第3項の申し込みに基づき、法人会員によってEX予約サービス特約に定めるエクスプレス予約サービス（以下、「本サービス」という。）の使用者として指定され、両社が審査のうえ入会を認めた役員又は従業員等その他の者を行います。
- 法人会員およびカード使用者が本サービスを利用するにあたり、法人会員およびカード使用者は、JR東海が定める「EX予約サービス特約」を承認し、遵守するものとします。
- 法人会員は両社に対し、第3条第2項で定めるカードの「部署カード」の発行を申し込みものとします。法人会員は、第3条第4項で定める基本会員番号を利用することで、本サービスを利用できるものとします。なお、カード使用者は、別にMUFGカード規約等を承認のうえ、カード会社に入会申し込みをいたします。法人会員およびカード使用者は、本規約および発行されるカードの種類に応じたMUFGカード規約等を承認し、第3条第5項で定める「個人カード」の発行等を利用できなくなります。
- 本規約等に定めのない条項については、MUFGカード規約等が適用されます。なお、本規約等とMUFGカード規約等の内容に相違がある場合は、本規約等二定める内容が優先して適用されます。

第2条 (管理責任者)

- 法人会 会および入会を申し込み入れた法人等（以下、総称して「法人会員等」という。）、法人会員等の本規約等に基づき入会申込手續、諸届出（退職等）の異動情報を含む。）、退会手續その他手續に關し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者（以下、「管理責任者」という。）を選任し、両社に届け出るものとします。
- 法人会員等およびカード使用者は、本規約等に基づく入会申込手續、諸届出（退職等）の異動情報を含む。）、退会手續その他手續を行う場合、管理責任者を通じて手續を行わねばなりません。この場合、法人会員等は、管理責任者として、両社所定の申請書に、両社の指示に基づき、管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。
- 法人会員等は、管理責任者が、法人会員の申請および両社との連絡調整等、両社所定の事項およびそれに關連する事項につき法人会員等を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に關し、法人会員の行った行為とされることについて異議を申し立てないものとします。また、法人会員等は、前項に定める事項に關し、退会手續等、両社に對する諸手續を管理責任者が法人会員等に代わって行うことと同意します。
- 管理責任者は、カード使用者に対する本規約等およびMUFGカード規約等の周知徹底、貸付カードおよびカード情報の使用方針等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に關し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとします。
- 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。

第3条 (カード発行)

- 両社は、本規約等およびMUFGカード規約等に基づき法人会員およびカード使用者に対しカードを発行します。
- カードの種類は、法人会員に発行する「部署カード」又は、カード使用者に発行する「個人カード」とし、「部署カード」はカードレス形式（物理的カードの発行はなし）とします。
- 「部署カード」とは、MUFGカード規約等に基づき両社が発行するカードですが、同規約の定めにかかわらず、カードレス形式で法人会員らにのみ発行され、JR東海又はカード会社が別途定める商品、および役務の利用代金、その他精算代金の支払手段としてのみ利用可能なカード情報を行います。
- 法人会員は、部署カードの会員番号とは別に、カード会社が法人会員向けに提供する本サービス基本会員番号（という。）を利用することにより、JR東海が法人会員向けに提供する本サービスを受けることができます。
- 「個人カード」とは、カード会社がカード使用者に発行するカードをいいます。
- 法人会員およびカード使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理しなげねばなりません。
- 個人カードは、カード表面に記載されたカード使用者本人以外は使用できません。
- カードの所有権は、カード会社に属します。
- カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとします。
- カードの更新は、両社が引き続き法人会員およびカード使用者として認める場合に行います。

第4条 (JR東海による会員情報の収集等に関する同意)

- 法人会員等ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込み入れた方（以下、「カード使用者等」という。）、は、JR東海が法人会員等およびカード使用者等の会員情報（本項(1)に定めるものをいう。）、を、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことと同意します。
 - JR東海の利用サービスを提供するため、以下の法人会員等およびカード使用者等に関する情報（以下、「会員情報」という。）を収集すること
 - 法人会員等の法人名、法人代表者、管理責任者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時に届け出た情報および住所等の変更情報
 - カード使用者等の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、勤務先情報（勤務先所在地、所属部署）、社員コード、出張番号、メールアドレスおよびこれらすべての変更情報
 - 乗車券類、旅行関連等の商品および関連するサービスの購入履歴等の情報
 - カード会社より提供されるクレジットカード情報
 - JR東海が必要により運転免許証・パスポート等の提示を求め、会員情報を確認し記録すること、又は写しを入手することにより得た本人確認を行うための情報（なお、この写し

1

- については理由の如何を問わず返還しません。)
- JR東海が次の目的のために会員情報を利用すること
 - 乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービス等の取引のため
 - JR東海が次の目的のために会員情報を利用すること
 - JR東海の営業案内として、宣伝物、印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため
 - JR東海の販売状況分析、商品物、開業開閉に利用するため
- ただし、法人会員が本項(2)(イ)に定める宣伝物の送付等について中止を申し出た場合、JR東海は乗務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。申出し出した場合は、本項(7)(イ)に定める相談窓口とご連絡するものとします。)
- 法人会員等が、JR東海又はカード会社に対して届け出た法人会員等およびカード使用者の氏名、住所、電話番号、勤務先等に誤りがあり、JR東海又はカード会社の一方にのみ変更の届出があった場合については、当該届出の情報について、JR東海およびカード会社が相互に提供すること
- 会員情報の収集、本項(2)の利用目的に該当する業務を、JR東海が他の企業に委託する場合は、JR東海は当該業務委託の処理に必要な範囲で、会員情報の保護措置を講じた上でカード使用者の会員情報を提供すること
- JR東海は、会員情報の取扱いを、エクスプレス予約ホームページ（https://expj.jp/）（以下「当社HP」という。）上において公表する（以下、「共同利用」という。）、が、当社HPに掲げる目的で、本項(1)に記載のカード使用者の会員情報を、共同して取扱うことおよび、共同利用に関する責任者をJR東海とし、問い合わせ窓口は本項(7)(イ)記載の窓口とすること
- JR東海からの本項(1)記載の自己に関する会員情報（以下、「個人情報」という。）、の提供およびその利用割等に関するサービス提供のため、JR東海はの提携する観光施設のうち、法人会員がサービスの利用を希望する施設に、本項(1)記載の個人情報を提供すること
- JR東海は個人情報の開示の「訂正・削除
- 法人会員等およびカード使用者等は、JR東海に対して、個人情報を開示するよう請求がでること

- JR東海に対する個人情報の開示・訂正・削除の請求窓口、個人情報に関するお問い合わせは、次のお客各種相談窓口とすること

〒108-8204 東京都港区港南2丁目1-85 JR東海品川ビルA棟 東海旅客鉄道株式会社 カスタムサービスセンター

電話：0120-417-419
- 万一登録内容が正確、又は誤りであることが判明した場合には、JR東海は所定の手続きをとり、これを訂正・削除すること
- 本規約に不同意の場合

JR東海は、カード本人に必要な記載事項（入会申込書面 で法人会員等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合又は本規約の内容の全部、もしくは一部を承認できない場合、カードへ入会申込をお断りすること

- 法人会員は、管理責任者の氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先情報（勤務先所在地、所属部署）、メールアドレスおよびこれらすべての変更情報をJR東海に提供することとし、あらかじめ管理責任者本人から当該情報提供について同意を得るものとします。
- カード使用者は、JR東海との取引により得た乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービスの購入履歴等の情報が、JR東海から法人会員に提供されるときを同意するものとします。
- 本条に定める同意事項に關連して法人会員が、本条第2項の同意を得ていない場合を含みます。 ）カード使用者又は管理責任者が生じた一切の責任について、法人会員は、全て法人会員の責任と負担においてこれを処理し、両社に何らの損害および迷惑をかけないものとします。
- 本条に基づき又も關連してJR東海又はカード会社がカード使用者（又は管理責任者）から損害賠償請求やこれに類する請求その他異議を受け、これにより損害（これに対処するために要した費用）の賠償（含み賠償）を被った場合は、法人会員はこれを速やかに補填するものとします。

第5条 (利用内容の共有)

法人会員は、両社が法人会員に対して本サービスを提供する必要がある場合において、法人会員のカードの利用内容を、両社において共有することをあらかじめ同意するものとします。

第6条 (JR東海でのカードの使用)

- カード使用者は、JR東海が指定するJR東海の窓口等で原則としてカードを提示し、所定の帳票にカードと同一の署名をすることにより、乗車券類等の商品の購入、サービスの提供を受けることができます。ただし、カード使用者は、利用できない乗車券類等の商品、サービス等があることをあらかじめ承諾します。
- 法人会員のJR東海でのカードの利用について、カード会社が適度と認める場合は、前項にかかわらず、所定の帳票への署名に代えて端末機への暗証番号の入力等、カード会社が適当と認める方法により取引を行うことができます。
- 法人会員およびカード使用者は、インターネット等によりJR東海と取引を行う場合は、カードの提示に代えて、カード会社が必要と認める個人情報等をJR東海に送付すること等により、当該取引によって法人会員およびカード使用者が負担した債務の決済手段としてカードを利用できます。
- 部署カードの利用範囲は、カード会社の認める方法によるJR東海が認めた商品の購入に限ることとします。

- 法人会員およびカード使用者は、部署カードにて購入した商品を本サービスの範囲において、JR東海所定の手続きを介して利用することができます。

第7条 (カ ードの支払い)

法人会員およびカード使用者は、承認したMUFGカード規約等に定める方法により、JR東海におけるカード利用代金を支払うものとします。

第8条 (カ ードの紛失・盗難)

カードの紛失・盗難にかかわる措置は、MUFGカード規約等によるものとします。

第9条 (加盟店との紛議)

法人会員およびカード使用者がカードを利用して、JR東海が指定するJR東海の窓口等以外のカード会社の加盟店等で購入した物品又は受けたサービスに關して生じた紛議については、JR東海は一切の責任を負いません。

第10条 (届出事項の変更)

- 法人会員は、両社に届け出した事項に変更が生じた場合は、MUFGカード規約等の定めに従い、遅滞なく届出するものとします。
- 前項の届出がないために両社からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかつた場合には、通常到着すべき日に法人会員又はカード使用者に到着したものとみなします。
- 本条第1項の届出があつたことにより、法人会員およびカード使用者が被った損害については両社に一切の責任を負わず、両社的一方又は両方が被った損害については、法人会員はこれを速やかに補填するものとします。

第11条 (退会)

- 法人会員が都合により退会する場合は、MUFGカード規約等によるものとします。
- 法人会員が部署カードについて退会した場合には、個人カードを貸与されるカード使用者に本規約等が適用されなくなるものとします。

第12条 (会員資格の取消)

- 法人会員およびカード使用者が次の各号のひとつでも該当する場合は、本項(1)においては当然に、本項(2)(4)においては、相当期間を定めたJR東海又はカード会社からの催告後に是正されない場合、本項(3)(5)(6)においてはJR東海又はカード会社が会員資格の取消の通知をしたときに会員資格を取り消されます。なお、法人会員が本規約等又はMUFGカード規約等のいずれ

2

かについては会員資格を喪失した場合は、両社とカード使用者との間に適用される全ての本規約等又はMUFGカード規約等について、当然に会員資格を喪失するものとします。

- 入会時虚偽の申告をした場合
- 本規約又はEX予約サービス特約のいずれかに違反した場合
- 本規約又はEX予約サービス特約のいずれかに違反し、当該違反が重大な違反に当たる場合
- カードの利用代金の支払いを滞滞した場合
- 法人会員の信用状態に重大な変化が生じたときJR東海又はカード会社が判断した場合
- カードの利用状況が適当でなく、JR東海又はカード会社が判断した場合
- 前項の場合、資格を喪失した法人会員およびカード使用者は直ちにカードをカード会社に返却し、カード利用代金等カード会社に対する自己の全債務をMUFGカード規約等に基づき、カード会社に支払ふものとします。
- 法人会員およびカード使用者がMUFGカード規約等の会員資格を喪失した場合は、本規約による会員資格も喪失するものとします。

第13条 (任意管轄裁判所)

法人会員がJR東海と必要と認める訴訟については、JR東海の社の所在地を管轄する裁判所を任意管轄裁判所とします。

第14条 (規約の改定)

両社は、民法の定めに従い法人会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、又はその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の特約等となるものである場合、又は法人会員およびカード使用者へに影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を及ぼさないと認められる場合、両社は、改定の効力が生じる日を定めようで、法人会員およびカード使用者に対して改定の都度、ホームページ等で公表するものとします。

改定日 令和2年3月21日

エクスプレス予約サービス(MUFGカード コーポレート)に関する特約

第1条 (概要)

- 本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が「MUFGカード エクスプレスコーポレート会員規約」(以下「カード会員規約」という。)に定める法人会員(以下「法人会員」という。)に提供するエクスプレス予約サービス（以下「本サービス」という。）の取扱いについて定めます。法人会員は本特約の内容について会員指定のMUFGカード エクスプレスコーポレート（以下「カード」という。）使用者（以下「カード使用者」という。）に周知するものとします。法人会員およびカード使用者は本特約を承認し、遵守するものとします。
- 本特約は、カード会員規約の特約であり、カード会員規約と重複または競合する内容に乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗車区間に応じて当社または当社指定の運送路 線を運営す他社（以下「他社」という。）の定める運送区間（応じ営業規則その他運送約款、以下同じ。）によります。
- 法人会員は、カード使用者に対し、本サービスを、法人会員に代って利用する一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与するものと、法人会員はカード使用者のエクスプレス予約サービスの利用に関する一切の責任を負ふものとします。また、法人会員は、本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合には、カード会員規約に定める方法にてエクスプレス予約サービスの利用上の退会を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したときは、両社に対し生じ得るものと認めないものとします。
- 当社は、民法の定めに従い法人会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本特約を改定し（その付則および特約等を新たに定めること含みます。）、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者へに影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を及ぼさないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めようで、法人会員およびカード使用者に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ（https://expj.jp/）（以下「当社HP」という。）等で公表するものとします。

第2条 (エクスプレス予約利用資格)

- 本サービスは、法人会員およびカード使用者に限り利用できるものとします。
- カード使用者は、本サービスの利用開始にあたって、インターネットの申込サイト上で、当社がカード使用者を識別するためカード使用者として付与した会員ID（以下「会員ID」という。）や、その他の当社別に定める情報（以下「会員情報」という。）を入力することにより、本サービスの会員登録手續（以下「会員登録」という。）を行うものとします。カード使用者は、会員登録において、当社が要求する情報すべてを正確に提供するものとします。
- 当社は、カード使用者が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認しないこととなります。

- 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合
- 会員登録が正しく完了しなかつた場合
- カード使用者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、本サービスの利用申込の際に必要な同意を得ていない場合
- (4)カード使用者が、過去において本特約またはこれに付属する特約（以下、総称して「本特約等」という。）に違反したことにより、本サービスの会員資格の停止・取消を受けている場合
- (5)会員が、過去において本サービス、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）が提供するJ-WESTカードによるエクスプレス予約株式会社（以下「JR-WESTカード」FEX予約サービス」という。）または当社とJR西日本が別に提供するスマートEXサービス（以下「スマートEX」という。）の会員登録の停止・取消を受けている場合
- (6)その他、カード使用者が本サービスを利用すること、当社が不適当と判断する場合

- 前項の会員登録に対して当社が承諾した場合、カード使用者は本サービスとしての資格（以下「会員資格」という。）を有することになります。また、当社は、申込サイトへの表示、会員登録した電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス」という。）に対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

- 次の各号のひとつでも該当した場合、当社または本特約に定めるカード会社（以下「カード会社」という。）は法人会員に通知催告を行ったうえで、本サービス利用の一時停止を含む利用制限もしくは利用停止または本特約の一部もしくは全部の解除をすることができるものとします。
 - (1)法人会員の本サービスにおける利用代金が、月間100万円を下回った場合
 - (2)法人会員の1ヶ月あたりの本サービスにおける利用代金を、月末時点でカード会社が法人会員に貸与している部署カードおよび個人カードの総枚数で割ったカード枚あたりの利用代金が、1回でても5,000円を下回った場合

6. 当社より第4項の乗取を受けたカード使用者は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、カード使用者が以下の項目に該当する場合、当社

- (1)第7条の利用環境、乗車券類類間の申込受付期間、受付時間および所要回答時間
- (2)第8条、第11条、乗車区間の申込方法
- (3)カスタマーセンターの電話番号、受付時間等
- (4)第13条の受取窓口、受取方法、受取期間
- (5)付帯サービスの内容
- (6)その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容

2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく、本サービスの中断・変更および本サービスへのアクセス制限を行うことができます。

- (1)本サービスのシステムの保守、必要な場合
- (2)戦争、暴動、騒亂、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責にふさわしくない事由による本サービスの提供が通常およびできなくなる場合
- (3)その他、当社が本サービスの運営上、中断・変更およびカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合

3. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるとはしますが、この場合、当社は法人会員またはカード使用者に事前に通知するものとします。

第17条 (法人会員の責任、当社の免責、損害賠償)

- 法人会員またはカード使用者は、自らの行為であるか否かに関わらず、また過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、カード使用者またはカード使用者が締結した運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の方（以下「利用者」という。）が行った一切の行為およびその結果並びに、第三者によるならされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものと、し、第三者に損害を与えた場合、法人会員の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。
- 当社は、本サービスに關して、以下の項目について、一切責任を負いません。
 - (1)会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があったことにより、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - (2)カード使用者の会員IDおよびパスワードの使用上の誤りまたは管理不十分により法人会 会、カード使用者または第三者が被った不利益
 - (3)当社が第2条第3項による本サービスの会員登録に対して承認をしないことにより法人会 員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - (4)当社が第2条第2項により本サービスのカード使用者の会員登録を停止・取消または本サービスの利用を停止させることにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - (5)当社が本サービスに関するシステムまたは内容を変更したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - (6)当社が本サービスの中断・変更・終了またはカード使用者からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - (7)カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益
 - (8)当社が別に定める利用環境以外での本サービスの利用のほか、カード使用者の携帯電話またはパソコン等の機器、ソフトウェア等およびその環境設定、並びに通信状況等任何らの間接がある場合等に対する法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - (9)当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより会員ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - (10)電子メールアドレスとパスワードから電子メールが送信されるに伴い、法人会員またはカード使用者に生じる通信費等必要な費用の支払が生ずることにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - (11)当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、弊害に気づけず当社が送信された電子メールに付随していたウイルス、または当社が世間一般に送信される電子メールの容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果としてカード使用者の携帯電話またはパソコンの受信容量を超過したため会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - (12)その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者が登録した電子メールアドレスに対し当社が送信された電子メールにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - (13)カード使用者が、本特約、本特約の特約、当社が定める運送約款及び法令の定めに従反したことにより、または本特約及び本特約の特約によりカード使用者が一切の責任を負うことが規定されている事柄をカード使用者が行ったことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - (14)その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- カード使用者が本特約等、当社または当社別の定める運送約款および法令の定めに従反して当社または第三者に損害を与えた場合、法人会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第18条 (通知および同意の方法)

- 当社が法人会員またはカード使用者の本サービスの運営および内容に関する通知は、当社の本サービスの申込サイトまたは当社HP上への掲示、電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行ふものとします。
- 前項の掲示の通知内容を反映した場合は法人会員またはカード使用者が利用したことにより、通知の内容を法人会員またはカード使用者が承諾したのものとみなします。

第19条 (権利の帰属)

本サービスに關する全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手續、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社またはそれぞれの権利者（本規約その他の条項あり、法人会員またはカード使用者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

第20条 (債権譲渡および債権提供の禁止)

法人会員またはカード使用者は理由のゆえんを問わず、本特約等に基づき当社に対して有する債権または権利を譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

第21条 (債務者の責任)

法人会員またはカード使用者は理由のゆえんを問わず、本規約等に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

第22条 (例外的債務)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、本特約の規定と異なる扱いをすることができるものとします。

第23条 (反社会的勢力の排除)

1. 変更、撤回またはカード使用者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1)暴力団
- (2)暴力団員および暴力団員となくなったことから5年を経過しない者
- (3)暴力団員組織成員
- (4)暴力団関係企業
- (5)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6)前各号の共生者
- (7)その他前各号に準ずる者

5

6

4

